被処分者	商号又は名称	株式会社パズルハウス
	代表者の氏名	沖 扶美男
	免 許 番 号	広島(1)第10867号
	主たる事務所の所在地	広島市中区舟入幸町4-14
	処 分 の 内 容	指示
	処 分 年 月 日	令和5年11月13日
	処分の根拠条項	宅地建物取引業法第65条第1項

処分の理由

被処分者は、自ら売主として令和3年2月17日付けで土地の売買契約を締結したが、契 約時点において対象となる土地の所有権を有していなかった。

このことは、宅地建物取引業法第33条の2に違反するため、同法第65条第1項の規定により指示処分を行う。